



あなたの給料は 最低賃金をクリアしていますか？

あなたの賃金と最低賃金を比較してみよう

Step 1 確認

給料のうち、対象となる項目を**確認**しよう！



ボーナスや残業代、
その他臨時の手当は
入れません。

Step 2 比較

1時間あたりの金額に**変換**し、実際に**比較**しよう！

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。

時給の人



時給額 そのままで**OK!**

日給の人



日給額 ÷ 1日の所定労働時間

週給の人



週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人



月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人



連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

右の計算式で
算出した金額と
最低賃金額を
比較します。



Step 3 相談

自分の給料が**最低賃金より低い**場合は…

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

詳しくは
ご相談ください。



おかしい？

と思ったら、「なんでも労働相談ダイヤル」へ
お気軽にご相談を！

 **日本労働組合総連合会 (連合)**
いこうよ れんごうに
0120-154-052



Action!
つくるよ！ ほんとうの
労働組合

下回ったら、法律違反!!

2015年10月16日～

時給

法定地域別最低賃金

696円

山形県

あら!?

と思った時は、すぐに裏面をチェック!!

深夜勤務の場合、

午後10時～午前5時

時給

25%割増

870円

えっ!?

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。詳しくは、連合へご相談ください。

最低賃金をご存知ですか?
法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに
見直されています。

えー!?

最低賃金を下回る賃金で働かせる経営者には、
罰金50万円が科されます。

そんな!?

派遣で働く方には、派遣元ではなく、
勤務地の最低賃金が適用されます。

マジ!?

深夜勤務の場合には、割増賃金を加算しなければなりません。コンビニエンスストアやファーストフード店などで、よくみられる違反です。

ウソだ!?

気になることが...

あれば、「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

テーマ「労働相談ホットライン

～これってもしかして...“ブラック企業”“ブラックバイト”!?～

連合山形 ☎ 0120-154-052

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルス内

【期間以降も常設】

2015年12月

10日～11日

県内6カ所に
地域協議会があります。
お気軽に
お電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505

〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605

〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515

〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005

〒995-0033 村山市榑岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551

〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルス内

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551

〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F